

船橋市体調不良児対応型事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う船橋市内の保育所等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定め、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、船橋市病児保育事業実施要綱第3条第2号に規定する体調不良児対応型事業とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市病児保育事業実施要綱第19条に基づき、市長が承認した船橋市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の設置者（以下「事業実施者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、本事業を実施するために配置した看護師の person 費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の基準額を限度とする。

2 補助金の額は、基準額及び対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、船橋市体調不良児対応型事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 給与台帳等の看護師に係る person 費が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査して、交付の可否を決定し、その旨を船橋市体調不良児対応型事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によって、申請者に通知する。

(交付の時期)

第8条 第6条の規定による申請に係る補助金については、交付決定後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助事業

に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

事業内容	基準額
体調不良児対応型事業	1 か所当たり年額 4, 4 9 6, 0 0 0 円

ただし、事業実施期間が6か月未満の施設にあつては基準額を2, 2 4 8, 0 0 0 円とする。

第1号様式

船橋市体調不良児対応型事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

住所
団体名
代表者

船橋市体調不良児対応型事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設名

所在地

交付申請額

円

第2号様式

船橋市体調不良児対応型事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで交付申請のあった船橋市体調不良児対応型事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由